



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
9月6日  
第340号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会規則の一部を改正する規則(中小企業支援課)	1
○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	2
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課)	6

## 規 則

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第47号

### 滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会規則の一部を改正する規則

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会規則(平成25年滋賀県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(会議の招集の特例)

**第4条** 会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、意見を聴き、および賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。

2 前条第3項および第4項の規定は、前項の場合について準用する。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

滋賀県告示第353号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
--------	---------	-----------------	------------	---------	-------	-----------

ヘルパース テーション COCOそ ら	草津市追分南 三丁目5-4	株式会社ル・シエル 代表取締役 宝里大 輔	大津市里六丁 目4-15	訪問介護	令和4.9.1	2570601860
------------------------------	------------------	-----------------------------	-----------------	------	---------	------------

#### 滋賀県告示第354号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
こころねス テーション	草津市追分南 三丁目5-4	株式会社 b l i n k 代表取締役 伊藤隆 弘	草津市南笠町 1088番地30	訪問介護	2570601704	令和4.8.31

#### 滋賀県告示第355号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ス テーション 楽	草津市野路町 645番地の2	株式会社楽 代表取締役 藤本薫	草津市野路町 645番地の2	訪問看護 介護予防訪 問看護	2560690162	令和4.9.1

### 公 告

#### 国土調査の成果の認証公告

守山市勝部一丁目の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 守山市
- 2 調査を行った時期 平成29年2月から令和4年1月まで
- 3 成果の名称 守山市勝部一丁目②-Iの地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 守山市勝部一丁目の一部
- 5 認証年月日 令和4年8月26日

#### 国土調査の成果の認証公告

東近江市垣見町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 令和元年7月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称 東近江市垣見町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市垣見町の一部
- 5 認証年月日 令和4年8月26日

#### ----- 国土調査の成果の認証公告

長浜市木之本町千田の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 令和元年8月から令和4年4月まで
- 3 成果の名称 長浜市木之本町千田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市木之本町千田の一部
- 5 認証年月日 令和4年8月26日

#### ----- 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友楽市南草津 草津市野路一丁目6-9
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階 代表取締役社長 杉山忠雄ほか4者
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階 代表取締役社長 町野雅俊ほか4者
- 3 変更年月日 アについては令和4年1月6日、イについては令和3年5月20日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年7月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
  - (2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和5年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和5年1月6日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友守山店 守山市勝部一丁目1番25号
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫
- 3 変更年月日 アおよびイについて、令和4年1月6日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年7月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
  - (2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和5年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和5年1月6日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友水口店 甲賀市水口町水口6084番地1
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫
  - (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社太郎 甲賀市土山町南土山甲482番地 代表取締役 福田太郎ほか9者
- 3 変更年月日 平成11年6月23日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更ならびに新規出店のため
- 5 届出年月日 令和4年7月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和5年1月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年1月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友八日市店、テニー 東近江市八日市緑町9番30号

2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫ほか9者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫ほか9者

3 変更年月日 令和4年1月6日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和4年7月26日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和5年1月6日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年1月6日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友長浜楽市店 長浜市八幡東町9番1号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保恒夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社AOKI 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-56 代表取締役会長 青木擴憲ほか13者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏

- 名 株式会社AOKI 神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-56 代表取締役社長 上田雄久ほか13者
- 3 変更年月日 アについては令和4年1月6日、イについては令和2年6月25日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年7月26日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
- (2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和5年1月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和5年1月6日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 パロー近江八幡店(Aゾーン) 近江八幡市西庄町字黒橋2776番ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
- (1) 地区計画区域内であることから、地区計画区域内における届出をしてください。また、本市屋外広告物条例(令和2年近江八幡市条例第1号)における第3種および第5種地域に該当することから、一定規模以上の広告物を設置される場合は、許可申請を行ってください。
- (2) 各乗入れについて、許可された内容から変更を伴う場合は、各道路管理者と協議を行ってください。
- (3) 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第1条および振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)第1条に規定される特定施設の設置がある場合は、特定施設設置届を提出してください。騒音規制法施行令第2条および振動規制法施行令第2条に規定される特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。
- (4) 開業時等、店舗および店舗周辺の交通量の増加が見込まれる際に、交通誘導員を配置するなど交通安全対策について配慮してください。
- (5) 既に地元自治会(鷹飼町自治会および黒橋自治会に該当)と協議されている内容から変更を伴う場合は、改めて協議を行ってください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
- (2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和4年10月6日まで

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 パロー近江八幡店(Bゾーン) 近江八幡市西庄町字笠ヶ町756番2ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
- (1) 地区計画区域内であることから、地区計画区域内における届出をしてください。また、本市屋外広告物条例(令和2年近江八幡市条例第1号)における第3種および第5種地域に該当することから、一定規模以上の広告物を

設置される場合は、許可申請を行ってください。

- (2) 各乗入れについて、許可された内容から変更を伴う場合は、各道路管理者と協議を行ってください。
- (3) 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第1条および振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)第1条に規定される特定施設の設置がある場合は、特定施設設置届を提出してください。騒音規制法施行令第2条および振動規制法施行令第2条に規定される特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。
- (4) 開業時等、店舗および店舗周辺の交通量の増加が見込まれる際に、交通誘導員を配置するなど交通安全対策について配慮してください。
- (5) 商業施設等の自治会加入の取扱いについて、Aゾーンとは別に地元自治会(鷹飼町自治会および黒橋自治会に該当)と協議を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市まちづくり協働課へ提出してください(市ホームページに掲載されている自治会協議書(参考様式)を参考にしてください。)

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地

#### (2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和4年10月6日まで

